

○大刀洗町マスコットキャラクター使用取扱要綱

(令和6年3月15日要綱第12号)

(目的)

第1条 この要綱は、町が管理するマスコットキャラクターを使用することにより、町のイメージや取り組みを広報するとともに、町の魅力を広くPRし、地域振興を図るために、キャラクターを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「マスコットキャラクター」とは別表に掲げるものを行い、「キャラクターデザイン」とはマスコットキャラクターの基本デザイン及びそれを展開したものをいう。

(使用承認申請)

第3条 マスコットキャラクター又はキャラクターデザイン(以下「キャラクター等」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町の機関が使用するとき。
- (2) 町が使用を依頼するとき。
- (3) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が本町に関する報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 町の信用や品位を害するものと認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (4) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるとき。
- (7) キャラクター等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (9) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められないとき。
- (10) キャラクター等の著しい変形、その他キャラクター等の使用が適当でないと認められるとき。
- (11) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するとき。

(12) 前各号に掲げるもののほか、町長が使用について不適當であると認めたと
き。

2 町長は、前項の規定により使用を承認したときは、マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとし、使用を承認しないときは、マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、使用承認に際し、条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第5条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 キャラクター等の使用承認期間は、1年を超えることができない。ただし、書籍又は映像作品等での使用については、この限りでない。

2 前項の期間は、更新することができる。

3 第3条の規定は、前項の更新について準用する。

4 前項の規定により更新の承認申請を受理した場合は、第4条の規定を準用する。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 承認後においても第4条第1項各号のいずれかに該当しないこと。

(3) 色、形状等を町長の承諾なく改変しないこと。

(4) 承認に係る物件に、使用するキャラクター等の名称を記載すること。

(5) 承認に係る物件の使用にあたり事故等が発生しないよう、万全の配慮を行うこと。

(6) キャラクター等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(7) 承認に係る物件の完成見本を速やかに町長へ提出すること。ただし、完成見本の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(申請内容の変更)

第8条 使用者が承認された申請内容を変更しようとするときは、あらかじめマスコットキャラクター使用承認変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第1項の規定は、前項に規定する変更申請について準用する。

3 町長は、前項の規定により承認することが適當と認めたとときは、マスコットキャラクター使用変更承認通知書(様式第5号)により申請者へ通知するものとし、承認することが不適當と認めたとときは、マスコットキャラクター使用変更不承認通知書(様式第6号)により申請者へ通知するものとする。

4 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、

町長はその責めを負わない。

(1) この告示に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が使用を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、マスコットキャラクター使用承認取消通知書(様式第7号)により使用者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して、使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

(責任の制限)

第10条 キャラクター等の使用者が、キャラクター等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	たけみつくん
	たっくん
	あっちゃん

様式第1号(第3条関係)

使用承認申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

使用承認通知書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

使用不承認通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

使用承認変更申請書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

使用変更承認通知書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)
使用変更不承認通知書
[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)
使用承認取消通知書
[別紙参照]